

## 申請書等の押印見直し判断基準

区民の利便性向上、行政手続の電子化促進等を図るため、申請手続等において求めている押印の義務付けについて、下記のとおり、見直しを実施する。

### 記

#### 1 押印の見直しについて

押印を求める手続については、「押印見直し判断フロー(2ページ)」に照らし、押印の必要性を検証し、真に必要な場合を除き、押印の義務付けを原則廃止とする。

#### 2 例外的に押印を存続させるもの

- ① 地方自治法第234条第5項により、記名押印が義務付けられている契約書
  - ・ 契約書には協議書、覚書等で双方が記名押印を行い、契約書としての性質を備えているものを含む。
  - ・ 契約書に関連する書類（委任状、見積書、請求書、領収書等）を含む。
- ② 台東区入札参加資格者に対して、記名押印を義務付けている入札・見積・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に係るもの
- ③ 上記以外の国の法令又は他自治体の条例等により、押印が義務付けられているもの
  - ・ 本区以外の組織・団体から押印が義務付けられているものを含む。
- ④ 実印(印鑑登録制度において登録した印鑑)又は代表者印(法務局へ会社の設立登記を行う際に届け出た印鑑)の押印を求め、印鑑証明書と照合するもの
- ⑤ 銀行印(銀行口座開設時に届け出た印鑑)その他特定の手続で使用するものとして登録した印鑑(上記④を除く。)の押印を求めているもの
- ⑥ その他押印の必要性を検証した結果、特に必要であると認められるもの
  - ・ 公金支出に係る申請書等のうち、正当債権者への支払いの観点から、申請意思等の確認方法について、より慎重を期す必要があるもの 等

【押印見直し判断フロー】

区が区民等に押印を求めている書類（申請書、申告書、届出書、報告書等）であって、  
 区の例規類（規則、要綱等）において押印根拠が定められているもの

基準①：当該手続において、押印を求める趣旨の合理性があるか。

合理性を欠く

合理性がある

手続の内容、目的、趣旨等を踏まえ、次の事項に照らして押印の必要性を検討。

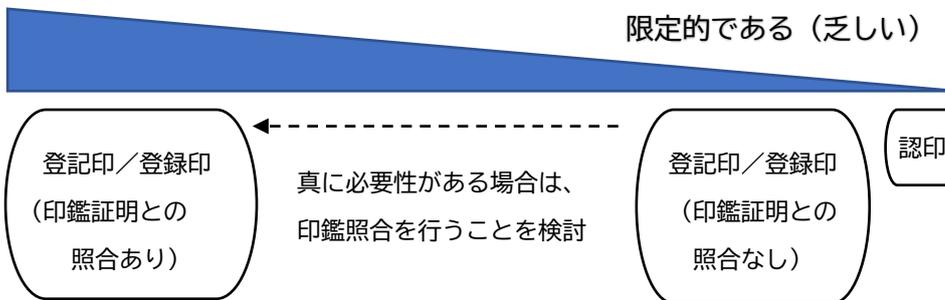
押印を求める趣旨

趣旨	判断のポイント
本人確認 (文書作成者の真正性担保)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人確認の必要性の有無</li> <li>また、押印以外の本人確認の手法は多数存在する。(基準②を参照)</li> </ul>
文書作成の真意確認	本人確認がされた「本人」からの申請があった事実があれば、真意は確認できている。
文書内容の真正性の担保	内容の真正性は押印のみによって評価されるわけではなく、手続全体として評価される。

押印の効力

趣旨に対する効力が大きい

趣旨に対する効力が限定的である(乏しい)



基準②：押印を求める趣旨の代替手段があるか。

代替手段がある

代替手段がない

代替手段(例)

- 本人確認書類の提示、添付
  - 電子計算組織(住民情報系システム等)により確認した内容と申請内容の突合
  - 申請後の実地調査、訪問調査、書類郵送等による確認
- 等

押印存続

押印廃止